

(目次 No.6)

◇ **地すべり等防止施行令(昭和33年5月27日 政令第112号) 第5条**

(地すべり防止区域内における制限行為)

第5条 法第18条第1項第3号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあつてはのり長3メートル以上のものとし、切土にあつては直高2メートル以上のものとする。

2 法第18条第1項第4号の政令で定める施設又は工作物は、次の各号に掲げるものとする。

一 断面積が600平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が600平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの

二 容量が6立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が6立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの

三 載荷重が1平方メートルにつき10トン(地形、地質その他の状況より都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重)以上の施設又は工作物

3 法第18条第1項第5号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 地表から深さ2メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から5メートル(地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合には、当該距離)以内の地域における掘さく(地すべり防止施設から1メートルをこえる地域における地表から深さ50センチメートル未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。)

二 載荷重が1平方メートルにつき10トン(地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重)以上の土石その他の物件の集積

◇ **地すべり等防止法の施行について(昭和33年5月27日 建設省発河90、33林野6086建設次官・農林事務次官より知事あて)の記の第8**

第8 地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域における行為の制限

一 地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域における行為の制限は、法第十八条及び第四十二条に規定するところであり、これは、地すべり及びばた山の崩壊の防止上極めて重要なことであるから、厳正に行うべきであるが、反面不当に国民の権利を制限するものであつてはならないこと。

二 地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域における行為の制限については、次の要領に従つて措置されたいこと。

(1) 法第十八条第一項各号は、それぞれ個別の観点から制限行為を規定しているものであるから、二以上の号に該当する行為について処分をしようとするときは、それぞれの観点から検討しなければならないこと。たとえば、二メートル以上の土地の掘さくをして新たに井戸を設け、かつ、一馬力をこえる動力を用いて地下水を汲み上げる行為については、地下水を汲み上げることは支障がなくとも、掘さくすることが支障があれば、許可を与えてはならないこと。

- (2) 鉱業権者又は租鉱権者が鉱物を採掘するために地すべり防止区域外から坑道を掘進して地すべり防止区域内に及ぶ場合は、当該行為は一般的には法第十八条第一項第一号に該当する行為であるから、許可を受けるよう指導すること。ただし、すべり面よりおおむね五十メートル以上の深さにおける当該行為は同号に該当しない行為であること。
- なお、地すべり防止区域内における堅坑については、法第十八条第一項第一号及び同項第五号（令第五条第三項）に該当する行為として許可を要する行為であること。
- (3) 地下水を汲み上げる行為のうち、地すべり防止区域の指定の際別に示すところにより都道府県知事が地すべり面の深さ及び地下水の状況を勘案して指定する一定の深さ以上のところから汲み上げる行為については、法第十八条第一項第一号に該当しない行為として取り扱うこと。
- (4) 電らん、発電用導排水管及び暗渠排水管は、令第四条第一項第三号に規定する「これらに類する物件」に該当するものであること。
- (5) 直径三五センチメートル以下のボーリングは、原則として令第五条第三項第一号の掘さくには含まれないが、法第十八条第一項第二号の制限行為には該当すること。ただし、水の浸透しない地質の土地におけるボーリング又は水の浸透を防止する工法を用いるボーリングは、一般的には、地表水の浸透しない軽微な行為と認められるから、法第十八条第一項第二号の許可に当つて、その旨を十分考慮して行うこと。
- (6) 令第四条第一項第四号及び同条第二項第六号の規定により都道府県知事が指定する軽微な行為は、それぞれ同条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項第一号から第五号までに掲げる全国一律に規定できる行為以外の行為であつて、地すべり防止区域の状況を勘案して指定するものであり、行為制限の趣旨を十分考慮して行われたいこと。
- (7) 令第五条第二項第三号、同条第三項第一号及び第二号により都道府県知事が指定する載荷重又は距離は、地形、地質その他の地すべり防止区域の状況を勘案して、地すべりの防止上支障のおそれのある範囲内でなければならないこと。
- (8) ぼた山崩壊防止区域における制限行為のうち、法第四十二条第一項第五号に規定する鉱物を掘採する行為は、鉱業権者又は租鉱権者が鉱業法及び鉱山保安法の規定により十分な監督を受けており、また、地下における掘採は、本質的にもぼた山の崩壊を助長し、又は誘発するおそれは極めて少ないものと認められるから、法第四十二条第一項第五号の規定の運用に当つてはその点を十分に考慮すること。
- (9) 森林法又は砂防法の規定による許可を受けた行為であつて法第二十条第一項の規定によって本法の許可を受けることを要しないものは、それぞれ森林法及び砂防法の許可の内容となつている行為のみに限られ、許可の内容となつていない行為、許可を受けた行為に関連する他の行為、又は許可を受けた行為をするための他の行為を含まないこと。
- (10) 電気工作物の設置について、当該行為が地すべり防止法、砂防法又は森林法の許可を要するものであつて、かつ、河川法による許認

可を必要とするときは、関係部局間で連絡をとり地すべり防止法、砂防法又は森林法による許可と河川法による許認可とを同時に行うこととし、許可申請書に必要以上の手数をかけぬよう配慮すること。

- (11) 鉱業に関する行為について、法第十八条第一項又は四十二条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請について条件付許可又は不許可の処分をしようとするときは、あらかじめ、その理由を附して所轄通商産業局長に協議し、その意見を整えた上、その処分を行うこと。
- (12) 河川法の適用を受けない電気工作物の工事の実施についての法第十八条第一項の許可の申請があつた場合には、所轄通商産業局長に十分連絡し、その意見を反映するよう措置すること。
- (13) 土地改良法の規定による土地改良事業の計画に係る一連の行為又は電気工作物の工事の実施に関し、法第十八条第一項の許可を必要とする場合には、これらの事業の計画に基いて一括して許可申請することを認めるものとし、同項の処分も一括して行えるよう関係部局間において十分連絡をとるものとする。

なお、土地改良事業についての同項の処分は、当該事業の計画の認可の時期との関係を考慮して敏速に行うこと。

- (14) 法第十八条第一項又は四十二条第一項の許可の申請書には、少くとも行為の目的、内容、期間、場所、方法及び理由を記載するよう指導すること。